

令和5年度
岩手県洋上風力ウィンドファーム基礎調査業務

プロポーザル審査要領

令和5年8月

岩手県ふるさと振興部 科学・情報政策室

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度岩手県洋上風力ウィンドファーム基礎調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザル審査は、プロポーザル提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 会社概要（様式3）	業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	10
2 業務実績（様式4）	過去における類似業務の実績があるか。	15
3 業務実施体制（様式5）	委託業務を確実に遂行できる実施体制、人数配置となっているか。	10
4 業務提案内容		50
(1) 業務目的の理解	業務目的を理解し、岩手県沿岸北部における洋上ウィンドファーム形成に向けた検討が可能となる提案内容となっているか。	(15)
(2) 実現性	下記実施項目について、提案内容に説得力があり、実現可能な内容となっているか。 ア 先行利用者の特定 イ 漁業操業実態の整理 ウ 漁業に与える影響の分析 エ 漁業協調策の提案 オ 普及啓発	(20)
(3) 計画性	業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	(15)
5 価格	予算の範囲内でかつ委託内容に対して妥当なものとなっているか。	15
合 計		100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づき、書面審査により行う。
- (2) 審査委員会の委員は、業務提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告する。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合

には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で通知する。